

平成29年度 第14回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成30年 3月16日 (金) 10時00分 ～ 11時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員 (会長)、葉山委員 (副会長)、岡部委員、菊本委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	押田委員、木下委員、田中稲子委員、田中伸治委員、所委員
開催形態	公開 (傍聴者 8人)
議 題	1 (仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 第2分類事業判定届出書について 2 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について
決定事項	平成29年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成29年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 答申案について事務局が説明した。</p> <p>イ 審議</p> <p>【菊本委員】 内容の大筋は良いかと思いますが、2ページ目の上から6～7行目に、「事業者」と「事業者等」という記述が出てくるので、本事業を行う事業者と、周辺で何か事業を行っている事業者等を区別するように、修飾語等何らかの工夫が必要かと思います。それから「(以下「周辺住民等」という。)」とありますが、これ以降「周辺住民等」という言葉は出て来ないように思いますがいかがでしょうか。</p> <p>【奥 会 長】 後半の「事業者」は周辺の事業者ということなのですが、「事業者」という言葉が同じ文章中に2回出てくるため、本事業の実施主体ではない周辺の事業者を指していることがわかりにくいという御懸念だと思います。それから「以下「周辺住民等」という。」と記述がありますが、これ以降「周辺住民等」という言葉が出て来ませんので、この記述をどうするかという御指摘ですが、いかがでしょうか。</p> <p>【事 務 局】 まず2点目の「(以下「周辺住民等」という。)」という記述につきましては、案文を推敲した結果、「周辺住民等」がこれ以降に出て来なくなったものが残っていましたので、削除させていただきます。大変申し訳ございません。また、1点目については、菊本委員の御指摘のとおり、誤解を招く可能性があるかもしれません。</p> <p>【菊本委員】 「住民」と「事業者」を入れ替えて、「周辺の事業者や住民等」と記載すれば誤解なく御理解いただけるという気がします。</p> <p>【奥 会 長】 「周辺の」という言葉が「住民」と「事業者」に掛かることが明確になるとよいということですね。このままでも分からないことはないかもしれませんが、いかがでしょうか。</p> <p>【事 務 局】 「事業者」を「企業」と言い換えるのはいかがでしょうか。</p> <p>【奥 会 長】 これまであまり「企業」という言葉を使用したことはないと思いますが、どうなのでしょう。</p>	

【事務局】	過去の答申で「周辺の住民や企業等」としたことがあります。あるいは「周辺の住民及び事業者等」とすると、もう少し「周辺の」という言葉が「事業者」に掛かっていることが伝わりやすいかもしれません。
【奥会長】	そうですね。
【事務局】	それでは、「周辺の住民及び事業者等」という記述に改めさせていただきます。
【奥会長】	菊本委員、よろしいでしょうか。
【菊本委員】	はい。
【葉山副会長】	表現の問題なのですが、1 ページ目の附帯意見の3行目に「込み合っており」とありますが、こちらの主語がありません。建物なのか、交通なのか曖昧なので、表現を正確にさせていただきたいと思います。
【奥会長】	何によって込み合っているか分かりにくいということだと思います。私からも申し上げますと、前回までの審議で、計画区域周辺は駅前で利用者が多いことに加えて、周辺に住宅や商店等が存在していることから、環境影響を受けやすいと認められる対象が存在している、ということだったかと思います。「込み合っている」というよりは、住宅や商店等が存在しているということをごちらに加えていただいて、どのような環境影響を受けやすい対象がそこに存在しているのかということをご、ここでは明確に表現すべきだと思います。「計画区域及び計画区域周辺には住宅や商店等が存在しており、不特定多数の人が利用する駅前であることから」としてはいかがでしょうか。
【事務局】	御意見のとおり修正します。
【水野委員】	1 ページ目の附帯意見の前段に「なお、以下の附帯意見を付しますので、これらを十分に踏まえた上で、環境に配慮された事業が実施されることを期待します。」とあります。前回の審査会において、私は配慮事項をきちんと実行していただくことを希望しますが、という言い方をしましたが、やはりこれは守っていただかなければいけないと思います。「実施されることを期待します」とありますが、「実施されるよう努めてください」のようにしてはどうでしょうか。審査会が「期待します」というのは、趣旨が違うような気がするのですが。
【奥会長】	「実施されるよう努めてください」又は、環境に配慮された事業を「実施してください」とストレートに言うということでしょうか。
【水野委員】	それでもいいと思います。
【奥会長】	ただ、審査会の立場としてストレートに「実施しろ」と言えるかどうかという、これは審査会が市長に対して相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて行う答申ですので、間接的に期待するという表現にとどめているのかもしれませんが。
【水野委員】	「実施してください」となると言い過ぎなので、「努めてください」くらいの表現になるのでしょうか。 これまでも「期待します」という表現を使っているのですか。
【事務局】	過去に同様の記載をした答申があります。
【水野委員】	それで問題なければそのままよいと思います。
【奥会長】	これだけ附帯意見が明確に記載されていますので、当然これは尊重されることだと思います。むしろ、それが無視されるのであれば問題だと思いますので、過去の答申と合わせて「期待します」という表現でよろしいでしょうか。

【水野委員】	はい。
【津谷委員】	この審査会の答申を踏まえて、市長は単純に環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるのか、ないのかを判定して通知するのですか。通知に伴って意見を付けたりはしないのですか。
【事務局】	審査会からいただいた答申を基に市長が判定し、事業者へ通知をしますが、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるのか、ないのかのみが基本的な通知内容になります。しかしながら、今回は審査会の答申に附帯意見がありますので、判定通知を行った上で、併せて審査会からいただいた答申とその附帯意見にも十分配慮されるよう、市長から事業者へ通知するという形を考えています。
【津谷委員】	市長に対して「環境に配慮された事業が実施されるように意見を述べてください。」というような答申は、いかがでしょうか。
【奥会長】	いずれにしても、この附帯意見は事業者へ伝わるのですよね。市長からの判定通知に附帯意見を添付するのですか。
【事務局】	判定通知に附帯意見を直接添付することは予定していません。しかし、答申が確定しましたら、ホームページ等で事業者を含む誰もが見られる状態で附帯意見の付された答申を公表しますので、附帯意見の内容が事業者へ必ず伝わるよう、答申の附帯意見にも十分配慮していただくことを市長から事業者へお伝えする形をとりたいと考えています。
【奥会長】	そこがしっかり担保されることが重要ですので、しっかりと事務局にやっていただくということはいかがでしょうか。おそらく事業者へ通知する形式は決まっているので、この案件だけこれまでと違うやり方とするのはなかなか難しいと思います。やり方については事務局にお任せしますが、しっかりと附帯意見の中身が事業者へ伝わるようお願いしたいということだと思います。津谷委員、よろしいですか。
【津谷委員】	はい。
【横田委員】	2ページ目の附帯意見の(1)で「工事中の騒音及び振動について、類似事例を基に環境影響を推定し、結果を示すこと。」とあり、ある意味、更なる予測結果を記載してください、とも読めます。そのような手続として期待するものが明確ではないと思うのですが、どのようなものを想定されているのでしょうか。
【事務局】	こちらは前回の審査会で、委員から御指摘いただいた内容を附帯意見として取り上げたものです。前回審査会で、事業者から簡易的で定性的ではありますが、第一分類事業として騒音及び振動の予測評価が行われている類似事例を引き合いに出しながら、本事業でどのくらいの騒音及び振動が想定できるかについて口頭で説明がありました。この附帯意見は、その際の口頭説明の内容を今後の図書に明記していただきたいという趣旨です。
【横田委員】	期待する手続きとして、今の説明にあった「今後の図書に明記」という部分が、よく分からなかったので質問させていただきました。
【事務局】	附帯意見の各号の前段に記載した、「また、当審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに」という部分にその意図を含めています。
【奥会長】	前段の文章を受けての(1)の意見ということですね。
【津谷委員】	今の件なのですが、「今後の図書」とは具体的に何を指すのですか。
【事務局】	審査会の答申を受けて市長が事業者へ判定を通知しますが、「今後の図

書」は判定の結果によって提出するものが変わります。

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められないという判定になりますと、事業者は配慮市長意見書に対する見解を示した「配慮市長意見見解書」を提出することになります。今回の答申案の内容ですとあまり想定できませんが、アセス手続が必要という判定の場合は「環境影響評価方法書」を提出することになります。このいずれかの図書で(1)の結果を示していただきますので、このような記載としています。

【津谷委員】 別件ですが、(4)に「工事中における歩行者の安全性確保を徹底すること。」とありますが、供用時も当然車両が増えるでしょうから、「供用時の関係車両の走行に伴う交通集中の回避策及び歩行者の安全を確保するための対策を徹底すること」という旨を追加していただきたいと思えます。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 (4)は工事中及び供用時の歩行者の安全確保、交通渋滞の回避も併せて徹底していただくという文章に変更するということでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【奥会長】 大分御意見いただき、修正が加わることになりましたが、答申全体の趣旨は変わらないと思えます。今後、事務局に答申案を修正していただきますが、審査会を代表して会長の私に修正内容の最終確認を一任していただき、答申を確定するという事でよろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【中村委員】 一点だけ確認したいのですが、今後の図書として、配慮市長意見見解書が提出された場合もホームページで公開されるのでしょうか。

【事務局】 はい。その場合もホームページ等で公開されます。

【奥会長】 その際には、審査会委員にもその旨の連絡が来ますか。

【事務局】 はい。公開に際して、委員の皆様にもお知らせいたします。

【奥会長】 それでは私が確認した後に答申を確定させていただくこととします。

(2) (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

特に意見なし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【事業者】 前回御指摘をいただいた子供の成育環境の確保については、日本学会議の提言等を確認しました。詳細検討の際にこの視点を踏まえ検討していきたいと考えています。

【奥会長】 堀江委員、補足資料3の内容についてはいかがでしょうか。

【堀江委員】 記載されている内容としては一般的なものであり、計算式としては特に問題ないと思えます。できればP2のように、計算式だけでなく実際に用いた数字も合わせて記載するよう心掛けてください。

【事業者】 用いた係数を式の中に入れるなど、わかりやすい記述を心掛けます。

【菊本委員】 補足資料P.1の図3-1中の、 $\Delta L$ を求める数式を打ち間違えていませんか。 $L_{Ae,q,R}$ に対して/10となっていないと思います。修正したほうが良いと思

ます。

【事業者】

P. 1の図3-1については国土交通省の出典そのままです。

【菊本委員】

/10がどこにかかるのかわかりにくいということです。補足資料P. 2にある $\Delta L$ を求める式でも/10がCにかかっているように見えます。それが、P. 3の $\Delta L$ を求める式では、L全体に/10がかかっています。

誤解を生む可能性があるため、修正をされた方がいいと思います。

【奥会長】

数式の間違いないか確認していただくことと、数式の中身が明確にわかるような記述をお願いします。

【奥会長】

五嶋委員、子供の成育環境については、さきほどの回答でよろしいですか。環境影響評価の範疇でカバーしきれないかもしれませんが、今後、この視点をもって検討されるということです。

【五嶋委員】

(了承の様子)

【奥会長】

補足資料4についてはいかがでしょうか。

特に御指摘等なければ、補足資料については以上とします。

オ 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解について事業者が説明した。

カ 質疑

【岡部委員】

C地区棟だけでなく埋立や基盤整備も併せて行われますが、住民の方々に他事業の工事による騒音等もあることを説明した上でも、出された意見なのでしょうか。

【事業者】

埋立や基盤整備について、C地区棟事業とは別にこれまで何度も説明をしているため、住民の方々には認識をいただいていると思います。また、埋立事業を行う横浜市でも説明の機会を設けてきたと聞いています。今後も工事説明などの機会を通じて、他事業を行う横浜市等とも連携しながら、住民への説明を続けていきます。

【五嶋委員】

意見書の記載を見ると、この事業に強い懸念をお持ちの方々がいらっしゃるのことが分かりました。これまでの説明の機会を通じて、住民の方々に納得いただいたという感触がありますか。

【事業者】

100%納得していただいたわけではないかもしれませんが、できる限り対応しているつもりです。地元の町内会代表の方々とも約2か月に1度のペースで意見交換を行い、どうすればいいまちができるかを検討してきました。もちろん、これで説明が終わったわけではなく、今後も区画整理事業や工事に際して機会を見つけ、説明を続けていきます。できる限り最大公約数の御理解をいただけるよう努力してまいります。

【五嶋委員】

審査会で指摘してきた環境保全に関する事項や、台場・港町という景観などについても同様に懸念をお持ちのようなので、十分に検討をお願いします。

【事業者】

遺構については様々な意見をいただいています。我々は遺構を破壊しないという方針はもっていますが、それに加え、歴史活用という観点で、人々が集い歴史を継承していけるようなランドスケープを検討していきます。なお、都市美対策審議会でも御意見をいただく予定です。

【横田委員】

C地区周辺も同時に整備されていくことから、東高島駅北地区全体を一体的に保全していくという保全措置の在り方を、定量的に示されるといいと考えます。例えば、台場保全広場内でどのくらいの遺構が復元・整備され、C地区では何割が工事影響を受ける可能性があり、現状維持されるのはどのくらいか、というように、エリア全体の中でのC地区の役割を表現できないのでしょうか。

【事 業 者】	神奈川台場が存在すると想定されるのはC地区だけではなく広範囲に及ぶため、C地区棟事業者だけではなく、区画整理組合と一緒に検討しているところです。
【横田委員】	行政や地区の関係者を含め、この地区の将来像を話し合う組織体のような場はあるのですか。
【事 業 者】	組織体としてはありませんが、本事業は区画整理事業と密接に関係しているため、常日頃から定例的に協議をし、併せて地元の意見も聞いています。
【横田委員】	現地を見学するようなことも取組の一つかと思いますが、いかがですか。
【事 業 者】	検討し、必要であれば実施したいと考えています。
【奥 会 長】	この事業は当初から、関連事業も含めたエリア全体としての説明や情報提供、対策の検討が必要であると指摘してきたところです。横浜市も含め、今後も関係者で協力して検討を進めてください。
【五嶋委員】	意見書から読み取れるように、住民には事業者に対するある種の不信感があると思います。住民の疑問点に対し、わからないだろうから説明を省略するという姿勢ではなく、この地区のことを考えて検討を進めていただくよう、強く要望します。
【事 業 者】	承知しました。
キ 審議	特に意見なし
ク 今後の手続について事務局が説明した。	特に意見なし
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第13回（平成30年3月2日）審査会の会議録【案】</li> <li>・（仮称）中山駅南口地区第一種市街地再開発事業が環境に及ぼす影響に係る答申（案） 事務局資料</li> <li>・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料</li> <li>・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料</li> <li>・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に係る準備書意見見解書について 事務局資料</li> </ul>